

「個人情報目的外利用等の協議」一覧（令和5年4月～6月受付分）

【資料①】

受付番号	依頼課 (依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	目的外等 可否
5- 1	環境政策室	市民課	「長岡京市COOL CHOICE実践補助金」の交付に係る住民記録データ（市民要件確認のため）に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策室は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を図るため「長岡京市COOL CHOICE実践補助金」を交付。</li> <li>補助交付要件である「市民であること」を確認するために、市民課が保有している住民記録データの目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月1日	～	法第69条第2項第1号(本人同意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>住所</li> </ul>	可
5- 2	健康づくり推進課	高齢介護課	長寿（後期高齢者）健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿(後期高齢者)健康診査を実施。</li> <li>対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者</li> <li>長岡京市特定健康診査等実施要綱第15条に基づき、施設入所者は長寿（後期高齢者）健康診査の対象から除く。</li> <li>健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月22日	～	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画担当（10）「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>適正に、後期高齢者健康診査事業を実施するため、健康づくり推進課では保有していない施設入所者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>入所施設名</li> <li>入所年月日</li> </ul>	可
5- 3	国民健康保険課	高齢介護課	特定健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査を実施。</li> <li>対象者は40歳以上75歳未満の長岡京市国民健康保険の被保険者</li> <li>長岡京市特定健康診査等実施要綱第3条に基づき、施設入所者は特定健康診査の対象から除く。</li> <li>健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月12日	～	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 国民健康保険課 国保係（3）「国民健康保険の保健事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>適正に、特定健康診査事業を実施するため、国民健康保険課では保有していない施設入所者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>入所施設名</li> <li>入所年月日</li> </ul>	可
5- 4	健康づくり推進課	生活支援課	健康増進法による健康診査事業の受診票送付における生活保護被保護者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進課は、健康増進法に規定する健康診査を実施。</li> <li>対象者は40歳以上の本市在住の生活保護の被保護者等</li> <li>長岡京市特定健康診査等実施要綱第27条に基づき、生活保護被保護者に健康診査の受診票を送付する必要があるため、生活支援課が保有している生活保護被保護者の情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月22日	～	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画担当（9）「各種健（検）診に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>適正に、健康増進法による健康診査事業を実施するため、健康づくり推進課では保有していない生活保護被保護者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>住所</li> </ul>	可

「個人情報目的外利用等の協議」一覧（令和5年4月～6月受付分）

【資料①】

受付番号	依頼課 (依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	目的 外等 可否
5- 5	健康づくり推進課	医療年金課	長寿（後期高齢者）健康診査事業の受診票送付における①長期入院患者、②人間ドック申込者、③住所地特例対象者、④障がい認定者、⑤送付先変更対象者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿（後期高齢者）健康診査を実施。</li> <li>対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者</li> <li>長岡京市特定健康診査等実施要綱第15条ならびに16条に基づき、①長期入院患者、②人間ドック申込者、③住所地特例対象者は長寿（後期高齢者）健康診査の対象から除く。そのため、長期入院患者、人間ドック申込者、住所地特例対象者は健康診査の受診票を抜き取る必要がある。</li> <li>高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号に基づき、後期高齢者医療の被保険者である④65～74歳の障がい認定者は、長寿（後期高齢者）健康診査の対象となり、健康診査の受診票を送付する必要がある。</li> <li>⑤送付先変更対象者については、適切な送付先に健康診査の受診票を送付する必要がある。</li> <li>①～⑤の情報を保有している医療年金課の情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月22日	～	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画担当（10）「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>健康増進法による健康診査事業を適正に実施するため、医療年金課から①長期入院患者、②人間ドック申込者、③住所地特例対象者、④障がい認定者、⑤送付先変更対象者の情報提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>住所</li> <li>送付先変更後の住所</li> </ul>	可
5- 6	健康づくり推進課	医療年金課	予防接種法による肺炎球菌感染症予防接種の接種券送付における送付先変更対象者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進課は、予防接種法第5条第1項に基づき肺炎球菌感染症予防接種を実施。</li> <li>対象者は本市在住の年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる市民</li> <li>そのため対象者に対して、予防接種の接種券を送付する必要がある。</li> <li>接種券送付にあたり、医療年金課が保有している送付先変更対象者の情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月22日	～	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画担当（11）「各種予防接種に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>予防接種法による肺炎球菌感染症予防接種事業を適正に実施するため、医療年金課から送付先変更対象者情報の提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>住所</li> <li>送付先変更後の住所</li> </ul>	可

「個人情報目的外利用等の協議」一覧（令和5年4月～6月受付分）

【資料①】

受付番号	依頼課 (依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	目的 外等 可否
5- 7	税務課	都市計画課	c	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課は固定資産税評価業務を実施。</li> <li>・適正な固定資産税評価を行うため、まちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類（配置図、平面図、立面図、断面図、建築物の構造等）が必要。</li> <li>・地方税法第20条の11において、「徴税吏員は、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」とされている。</li> <li>・長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会答申（平成12年2月16日付）において、本人以外からの個人情報の収集が適当と認められていた。</li> <li>・適正な固定資産評価を行うため、都市計画課が保有している申出（建築確認）に係る書類の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	文書・データの提供	4月1日	～ 3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡京市事務分掌規則第5条 税務課 資産税係（1）「固定資産税に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>・適正に、新增築家屋の固定資産税評価事業を実施するため、税務課では保有していないまちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・建築場所</li> <li>・建物の種類</li> <li>・建築図面</li> </ul>	可
5- 8	医療年金課	子育て支援課	福祉（ひとり親）医療費助成制度の更新事務に係る児童扶養手当有資格者に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療年金課は福祉（ひとり親）医療費助成を実施。</li> <li>・福祉（ひとり親）医療費助成制度の年度更新に係る認定、喪失事務のため、子育て支援課が保有している児童扶養手当の資格情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	文書の提供	6月1日	～ 7月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	・本人の同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・住所</li> <li>・生年月日</li> <li>・性別</li> <li>・児童扶養手当受給の有無</li> </ul>	可
5- 9	医療年金課	障がい福祉課	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る身体障害者手帳および療育手帳に関する個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療年金課は障がい者医療費助成および重障老人健康管理事業を実施。</li> <li>・障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の年度更新に係る認定、喪失事務のため、障がい福祉課が保有する身体障害者手帳および療育手帳の情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	文書の提供	6月1日	～ 7月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	・本人の同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・住所</li> <li>・生年月日</li> <li>・身体障害者手帳および療育手帳の等級情報</li> </ul>	可

「個人情報目的外利用等の協議」一覧（令和5年4月～6月受付分）

【資料①】

受付番号	依頼課 (依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		目的外利用等の根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	目的外等 可否
5- 10	子育て支援課	医療年金課	児童手当の現況届に係る事務における児童手当・特例給付受給資格者の加入医療保険情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援課は児童手当に関する業務を実施。</li> <li>児童手当の現況届に係る事務において、児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を確認するため、医療年金課が保有している子の加入医療保険情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	5月20日	～ 3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 子育て支援課 子育て支援係(5)「児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>「児童手当法施行規則」改正に伴い、令和4年度から児童手当の現況届について、「児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を公簿等で確認できる場合は省略できる」とされ、また、「医療費助成制度で把握した加入医療保険情報等によりその区分を確認しても差し支えない」とされた。</li> <li>個人情報保有課が保有する子の加入医療保険情報を提供することは、児童手当認定事務の効率化や受給者の手間を省くという点でも相当な理由と認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>年齢</li> <li>保険種別</li> <li>被保険者名</li> <li>保険取得年月日</li> </ul>	可
5- 11	乙訓消防組合長岡京消防署	自治・共助振興室	消防業務に供するための長岡京市自治会長名簿に関する個人情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙訓消防組合長岡京消防署は、火災予防の周知、その他消防の用に供する緊急連絡先として使用するため、自治・共助振興室が自治会支援業務のために収集している「自治会長名簿」について、個人情報の提供を依頼するもの。</li> </ul>	文書の提供	提供があった日	～ 3月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	可
5- 12	自治・共助振興室	市民課	市民ワークショップ「考える場」の参加候補者抽出のための個人情報の目的外利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治・共助振興室は助け合いとつながりのまちづくり条例第12条に基づく市民ワークショップを実施。</li> <li>市民ワークショップ「考える場」の開催にあたり、16歳以上の市民1700人を無作為抽出し、候補者名簿への登録を呼びかける案内を実施するため、市民課が保有している住民記録データの個人情報の目的外利用を依頼するもの。</li> </ul>	データ・文書の提供	7月1日	～ 3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京市事務分掌規則第5条 自治・共助振興室 地域協働係(6)「市民参画の推進に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。</li> <li>適正に、ワークショップの参加候補者を抽出するため、自治・共助振興室では保有していない情報を個人情報保有課から提供を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>生年月日</li> <li>性別</li> <li>(宛名シールへの記載は住所・氏名)</li> </ul>	可
5- 13	乙訓消防組合長岡京消防署	農林振興課	消防業務に供するための長岡京市森林組合役員及び長岡京市農家組合長の個人情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙訓消防組合長岡京消防署は火災予防の周知、その他消防の用に供する緊急連絡先として使用するため、農林振興課が保有している長岡京市森林組合役員及び長岡京市農家組合長の個人情報の提供を依頼するもの。</li> </ul>	データの提供	提供があった日	～ 3月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>電話番号</li> </ul>	可